

# 茨城県建築士会土浦支部規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本支部は、本部の主義綱領に協力し、本部との連絡を緊密にし、且つ支部会員相互の親睦を保ち、業務の発展と地位の向上を図ることを以って目的とする。

### (組 織)

第2条 本支部は、茨城県土浦市及びその周辺に在住又は勤務する本会会員を以って組織する。

### (名 称)

第3条 本支部は、茨城県建築士会土浦支部という（以下本支部と称する）。

### (事 業)

第4条 本支部は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善に関する調査研究並びにその促進
- (2) 会員の品位の保持向上に関する施策
- (3) 建築士制度の普及、宣伝並びにその改善
- (4) 第1条の目的を達成するため土浦市又は公益法人等から委託される事業
- (5) 前各号に関する印刷物の刊行並びにその領布
- (6) その他本支部の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本支部の会員は、理事会の承認を得たもので次のとおりとする。

- (1) 正会員（建築士の資格を有するもの）
- (2) ファミリー会員（正会員に準ずる）
- (3) 準会員（建築士になろうとするもので理事会の承認を得たもの）
- (4) 賛助会員（個人又は団体で本支部の事業を賛助しようとするもの）

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書(別記様式)に所定の入会金を添えてこれを支部長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 入会金及び会費は別途規定による。

(退 会)

第8条 本部定款に準ずる。

(除 名)

第9条 本部定款に準ずる。

### 第3章 役 員

(役 員)

第10条 本支部に次の役員を置く。

支 部 長 1 名 (支部長は支部を代表し、会務を総理し各会議の議長となる)

副支部長 4 名 (副支部長は支部長を補佐し、支部長事故のあるときはその1名が支部長の職務を代行する)

理 事 13条による(理事は、支部長の命をうけて会務を処理する)

会計理事 2 名 (会計は本支部の会計を掌り、且つ本支部の財産を管理する)

監 事 3 名 (監事は、業務及び会計を監査するものとし他の役員を兼ねることが出来ない)

2. 青年部会及び女性部会より各2名理事を選出することができる。

(任 期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第12条 本支部に顧問、相談役を置くことができる。

2. 前項の顧問及び相談役は本支部の運営、その他必要な事項に

ついて支部長の相談に応ずる。

3. 相談役は理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問、相談役は支部長が推薦し、理事会で承認を得るものとする。
5. 顧問、相談役の任期は、これを推薦した支部長の任期とする。但し、再任をさまたげない。

(役員を選出)

第13条 理事、監事となる役員を選出は、別表第1のとおり各地区の会員の推薦によるが、支部長・副支部長・会計理事・理事・監事は理事、監事の互選とし総会の承認を得るものとする。

#### 第4章 会 議

(会 議)

第15条 本支部の会議は、次のとおりとする。

通常総会

臨時総会

理事会

(通常総会)

第16条 通常総会は、毎年5月に開催するものとし、支部長がこれを招集する。

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったとき、支部長がこれを招集する。

(理事会)

第18条 理事会は支部長、副支部長、会計理事及び理事をもって構成し、必要と認めたとき、支部長がこれを招集する。

(総会の議事)

第19条 通常総会及び臨時総会は、次のことを決める。

- (1) 本規約の制定並びに改定に関する事
- (2) 役員承認に関する事
- (3) 事業の計画と報告に関する事
- (4) 予算及びその決算に関する事
- (5) その他総会の決議を必要とする事

(議事録)

第20条 議長は総会の議事について議事録作成人を理事の中より2名選任し議事録を作らなければならない。

議事録には、次の事項を記載し議長及び議長が指名する議事録署名人2名が、これに署名押印しなければならない。

- (1) 総会の種類
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 会員の総数
- (4) 出席会員の数及び委任状の数
- (5) 議事要項
- (6) 議決した要項

(理事会の議事)

第21条 理事会は次のことを行う。

- (1) 総会に付議する議案の審議。
- (2) 本支部の運営又は予算の執行に関すること。
- (3) 事業の執行に関すること。
- (4) 会員の入会又は除名に関すること。
- (5) 財産の管理に関すること。
- (6) 役員を選出

(会議の成立)

第22条 総会は正会員及びファミリー会員の3分の1以上、理事会は構成員の3分の1以上の出席をもって成立し、すべてその過半数をもって議事を決する。

(議決権の委任)

第23条 正会員及びファミリー会員は総会における議決権を有し、他の出席正会員にこれを委任することができる。

2. 議事権の委任は委任状を用いなければならない。
3. 前項の規定による委任に限りこれを出席者とみなす。

## 第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第24条 本支部の事業推進をはかるため、理事会の承認を得て部会及び

委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会の規定は本部規定に準ずる。

## 第6章 事務局

(事務局及び職員)

第25条 本支部の事務を処理するため事務局を置く。

事務局及び職員に関する規定は、支部長が理事会の議決を経て定める。

## 第7章 会計

(経費の支弁)

第26条 本支部の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって、これを支弁する。

(会計年度)

第27条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、4月1日より通常総会の終了に至る間は前年度の予算の基準を準用することができる。

## 第8章 雑則

(規定の制度)

第28条 この規約の施行に関し必要な規定は別にこれを定める。

平成10年 5月15日改正

平成17年 5月13日改正

## 附 則

この規約は平成10年5月15日より施行する。

### ファミリー会員規定

(総 則)

第1条 本規定は、ファミリー会員（以下、ファミリー会員と称する）について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 ファミリー会員は、会員と共に本支部の活動を通じ、会員相互の親睦と理解を深め、本支部の目的達成に努める。

(会 員)

第3条 ファミリー会員は、本支部会員が1名以上在籍する事業所の所員又はその家族で、会員委員会の推薦を得、理事会の承認を得たものとする。

- (1) ファミリー会員には、会報（「けんちく茨城」「建築士」）の送付はしない。
- (2) ファミリー会員は、本部役員にはなれない。
- (3) その他、これ以外の規定は支部規約に準ずる。

(会 費)

第4条 入会金 3,000円（入会時に支払う。）  
会 費 月額 1,200円（口座引落としとする。）

第5条 その他、この内規の運用に際し必要な事項は、理事会にて決定する。

### 会費徴収規定

(会 費)

第1条 入会金は次のとおりとする。

正 会 員 5,000円(本部入会金2,000円を含む)  
準 会 員 3,000円(本部入会金1,500円を含む)  
賛助会員 10,000円

第2条 会費は次のとおりとする。

正 会 員 月額(本部会費1,000円を含む)2,200円  
準 会 員 月額(本部会費 900円を含む)2,000円  
賛助会員 1口 年25,000円(中途入会の場合は、  
2,000円×残月+1,000円とする)

### 旅費規定

第1条 本支部の役職員、その他の者が会務のため支部長の命により出張したときは、この規定の定めるところにより旅費を支給する。

区 分		料 金
交通費	鉄道賃 船賃 自動車賃	実 費
宿泊料	1 泊	10,000円

第2条 長期に亘る出張、その他特別の場合は、その都度支部長がこれを定める。

### 慶弔規定

第1条 会員及び職員の慶弔については、この規定の定めるところによるものとし、支部長及び理事の内申により行う。

#### 1. 会員関係

##### (1) 祝意の場合

ア. 会員が結婚する場合  
祝 電

##### (2) 弔意の場合

ア. 本人死亡の場合

香 典 10,000円

花輪等 10,000円程度

イ. 会員が喪主で、両親・配偶者死亡の場合

花輪等 10,000円程度もしくは、

香 典 10,000円

(3) その他必要と認められる慶弔は支部長の裁量により行い、後日理事会に報告するものとする。

#### 2. その他

(1) 支部長が出席する他支部及び他団体等への祝金  
10,000円

#### 3. 連 絡

(1) 前(1)(2)の場合は、事務局より各理事へFAXにて連絡する。

平成 8年5月10日改定

平成10年5月15日改定

平成19年5月11日改定

# 本会定款抜粋

(退 会)

第 8 条 本会定款（第 1 4 条）に準ずる。

退会しようとする者は所属支部を經由し、その旨会長に届出なければならない。

2. 退会は届出の月末とし、それまでの期間の会費を完納しなければならない。
3. 会員は次の場合は退会とみなす。
  - (1) 会員が死亡したとき
  - (2) 会員が建築士の資格を喪失したとき

(除 名)

第 9 条 本会定款（第 1 5 条）に準ずる。

会員で次の各号の 1 に該当する者は理事会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の秩序を乱した者
  - (2) 本会の名誉を毀損した者
  - (3) 会費を 1 年以上滞納した者
2. 前項により除名された者がその決定に異議があるときは、決定の日から 2 0 日以内に書面をもって申し立てることができる。

平成 1 0 年 5 月 1 5 日改定